

天塩町水防計画の修正概要（令和6年7月修正）

■ 天塩町地域防災計画

水防法第33条の規定に基づき、天塩町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項等を規定するため、指定水防管理団体たる天塩町が、天塩町防災会議（会長：天塩町長）に諮り作成するもの

計画修正の主旨

水防計画作成の手引きの一部改正（令和4年8月）及び北海道水防計画の修正（令和6年1月）等を踏まえた修正

主な修正項目

- 北海道地域防災計画及び天塩町地域防災計画における各種情報の連絡系統図との統一
- 水防計画作成の手引き（令和4年8月）及び北海道水防計画（令和6年1月）に沿った字句の修正や追記
- 津波に関する水防警報について、国及び北海道水防計画の規定と整合するように修正